

第一 安全な花火大会の実施のために

はじめに

花火は日本の夏の代表的な風物詩として、江戸時代以来400年この方、私たちを楽しませてきました。夜空に打ちあげられた大輪の花火の美しさは、華麗な“火の芸術”と称してもよいと思います。

しかし、花火はその主成分が火薬類であることから、その取り扱いにおいては常に危険が内在しております。残念なことに毎年、全国の花火大会で煙火打揚従事者や観客の方が怪我をされる事故が発生しています。

事故のない安全な花火大会を成功させるためには、煙火を打ち揚げる煙火打揚業者が技術的な安全対策に万全を期すことはもちろん、主催者（通常、煙火の消費者となる。）及び関連団体を含めた関係者全体で、安全な花火大会の運営を心がける必要があります。

1 主催者の心得

（１）花火大会の主催者には大会を安全に実施するため自主保安や各種の義務が課せられます。

ア 主催者は通常、煙火の消費者となるため、一定規模以上の花火大会を実施するに際して、火薬類取締法令に基づき「火薬類（煙火）消費許可」を受ける必要があります。その際の手続きは、煙火打揚業者任せにすることなく、主催者が主体的に行ってください。

イ 主催者は煙火消費に当たって、火薬類取締法令に基づく技術上の基準及び都が定める基準を遵守することはもちろん、安全な煙火の消費を最優先とした自主保安に努めてください。

ウ 消費場所の特性に応じ、各種の安全対策を講じてください。

エ 大会関係者や煙火打揚業者に対して安全教育を行ってください。

オ 事故等が発生した場合は、都が定めた「煙火の消費の中断又は中止に関する基準」により、中断又は中止の判断を適切に行ってください。なお、止むを得ない場合を除き現状を保存してください。

なお、これらの義務に違反した場合や事故が起こった場合は、法令に基づき

煙火の消費許可が取り消されたり、罰則が適用される場合があります。

- (2) 花火大会を実施するにあたり、主催者は企画・申請・事前検査・煙火消費・終了後の各段階で心得ておくことがあります。

ア 企画段階における心得

- (ア) 安全な花火大会が実施できるように、無理のない適切な規模の計画としてください。
- (イ) 花火大会の実施場所の選定にあたっては、都が定めた「保安距離に関する基準」を遵守し、さらに十分な広さの観賞場所を確保するとともに警備や消防活動が確実にできる場所を確保してください。
- (ウ) 煙火打揚業者の選定に当たっては費用面からのみの選定でなく、経験の有無や組織人員体制、社内保安管理体制などを十分に考慮して決めてください。
- (エ) 実施計画の概要が固まったら早めに関係機関に相談してください。
- (オ) 河川敷を利用する場合は、降雨による河川の増水によって煙火消費場所や観客席が冠水し、安全な煙火消費に支障を及ぼす場合があるので、以下の事項に留意してください。
 - ・ 原則として、中州を打揚場所に使用しないでください。
 - ・ 煙火消費場所や観客席に河川敷を使用する場合は、過去の降雨量と河川水位の上昇に関するデータを収集するとともに、その結果をもとに地盤高と河川水位との関係を考慮し、場合によっては地盤の嵩上げを行う（河川管理者の承諾が必要）ことや、煙火の安全な撤収方法及び煙火打揚従事者の安全な退避方法をあらかじめ決めておいてください。
 - ・ 煙火消費においては、収集したデータを基に安全サイドに立った中断又は中止の判断と決定を迅速に行ってください。
 - ・ 消費許可申請書の「危険予防の方法」欄に、河川敷で煙火消費をする場合の危険予防の方法を記載し、自らの責任で遵守してください。
- (カ) 水上や海上で台船を利用して煙火を打ち揚げる場合は、風雨や波浪等によって台船上での煙火の設営や消費が困難になることがあるので、十分に留意してください。
- (キ) 山間部の林道や棚等を利用して煙火を打ち揚げる場合は、打揚場所の地盤の安定性には十分に留意して選定を行ってください。また、山林火災予防計画を作成してください。

イ 申請段階における心得

- (ア) 火薬類（煙火）消費許可申請書の作成や諸手続きは主催者が主体的に行い、必要に応じ煙火打揚業者の助言を受けてください。
- (イ) 煙火消費の安全を確保するため、保安距離の外側に道路や建物を考慮して

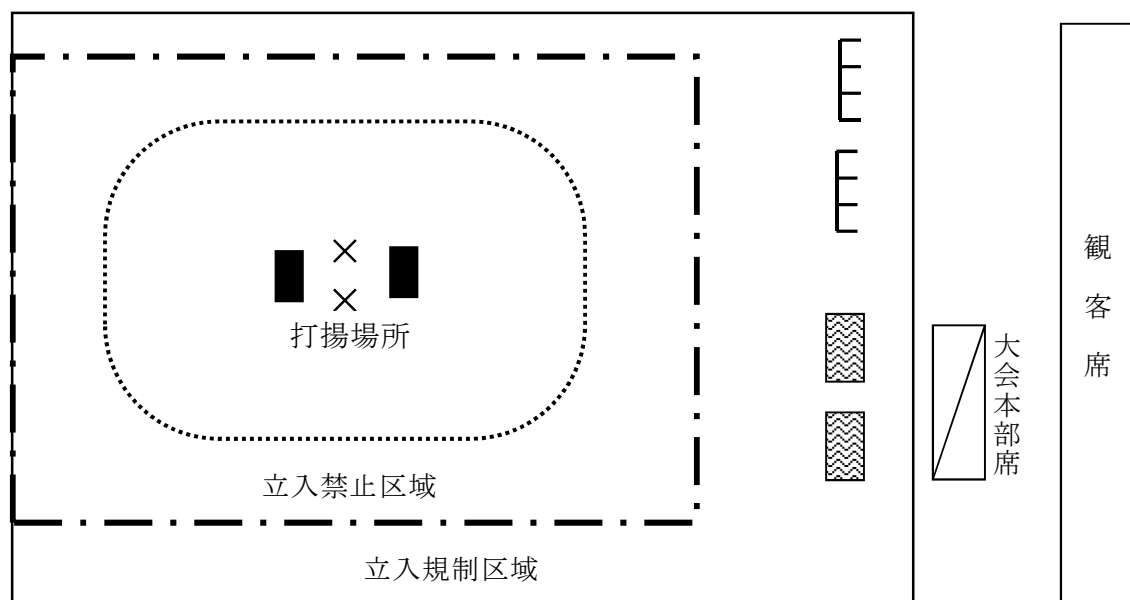
「立入禁止区域」を設定してください。立入禁止区域には、煙火打揚従事者以外の者が立ち入ることのないよう警備体制を確保してください。

- (ウ) 大規模な花火大会等では、警備・消防活動が円滑に行えるように立入禁止区域の外側に「立入規制区域※」を設定して、観客の安全確保の徹底を図ってください。なお、設定範囲については、事前に監督官庁等と十分協議するようにしてください。

※ 立入規制区域

立入禁止区域の外側に、関係者は立ち入れるが観客は立ち入ることができない「立入規制区域」を自主的に設置することによって、警備体制や消防体制の強化を図るとともに、より円滑な活動が実施できるよう努めることが望ましい。

<立入禁止区域及び立入規制区域の設定事例>



凡 例

×	煙火打揚筒設置場所		大会本部
	スターマイン設置場所		消防・警備車両
	保安距離線		警備員の配備場所
- . - . - .	立入禁止線		
—	立入規制線		

- (エ) 保安距離内に建物等の保安物件がある場合は、原則として煙火を消費することができません。ただし、保安上の支障がない場合などは例外的に煙火を消費できるケースもあるため、申請前に都に相談してください。
- (オ) 事故時等の対応マニュアルを整備してください。
- (カ) 都が定めた「煙火の消費の中断又は中止に関する基準」にのっとり、独自の煙火消費の中断や中止等の判断方針を策定し、消費前には関係者に十分周知してください。
- (キ) 安全教育計画を作成してください。
- (ク) 管理体制（指揮命令体制）及び緊急連絡体制を整備してください。
- (ケ) 煙火消費に係る警備・消防計画を策定してください。
- (コ) 人的・物的事故の発生を防ぐため、十分な資材や人員配備を計画してください。
- (サ) 警備・消防活動が迅速かつ適切に行える措置を講じてください。
- (シ) 周辺住民に対し煙火消費の内容やその影響等について十分周知を図ってください。
- (ス) 大会本部は、監督官庁との緊急連絡が迅速に行える場所に設置してください。また、緊急時に対応できる担当者を常駐させるようにしてください。

ウ 事前検査段階における心得

- (ア) 火薬類（煙火）消費許可申請があった場合、許可に先立ち都職員が消費場所の事前検査を行う場合があります。検査時には、主催者はもちろん煙火打揚業者も立会い、申請内容等について説明を行ってください。
- (イ) 大規模な花火大会では、事前検査時に大会当日における緊急時の対応等についての打合せも行う場合があるので、警視庁、東京消防庁、管轄の警察署及び消防署、管轄の海上保安部（消費場所が海域の場合）も立ち会うよう調整してください。
- (ウ) 事前検査では打揚場所の位置・保安距離・立入禁止区域・立入規制区域・本部テント等の設営場所などの位置の確認を行いますので、申請時の図面の他、距離計など必要な機材の準備をしてください。

エ 煙火消費段階における心得

- (ア) 煙火消費日の数日前から気象や河川水位等の必要な情報を入手し、当日の風向風速は煙火の準備作業中から計測するようにしてください。
- (イ) 当日の気象状況等によっては、あらかじめ定めている中断・中止の判断基準に従って煙火の消費を中断又は中止してください。
- (ウ) 現地状況により煙火設置等の内容が申請内容と変更を余儀なくされた場合は、速やかに東京都、監督官庁等と協議してください。

- (エ) 煙火消費中に、事故や異常事態が発生した場合は直ちに煙火消費を中断・中止し、被害等の拡大防止を図ってください。

その後再開する場合は、煙火消費の安全の確認を行い、東京都、監督官庁等に協議し、その了解を得たうえで再開してください。

- (オ) 煙火消費を途中で中止した場合には、都が定めた「煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準」に従って適切に対応してください。
- (カ) 大規模な花火大会では、煙火の設置作業完了後に煙火の設置状況等を監督官庁が合同で検査します。主催者は腕章、ヘルメット等を着用して検査に立ち会ってください。また、検査で不具合が見つかった場合は主催者が主体的に対処してください。

オ 終了段階における心得

- (ア) 煙火消費を終了した場合には、都が定めた「煙火の消費の終了又は中止後の措置に関する基準」に従って適切に対応してください。
- (イ) 煙火打揚終了後は速やかに未着火煙火・黒玉の探索及び燃え滓の残り火等の安全点検を行なうよう、煙火打揚業者に指示してください。
煙火打揚業者から安全確認の報告を受けたら、監督官庁等と協議のうえ、立入禁止区域の解除を行ってください。
- (ウ) 黒玉の探索は、打揚当日だけでなく翌朝も探索してください。黒玉が発見された場合は、その安全な処理は煙火打揚業者が行う必要があることから煙火打揚業者を探索に参加させてください。
- (エ) 大会の実施結果を把握し、問題点がある場合は改善策について検討し、次の大会の企画に反映させてください。
- (オ) 終了後、速やかに「煙火消費報告書」を都知事宛に提出してください。

カ 事故が発生した場合の心得

- (ア) 煙火の消費中に、万一人身事故や火災などが発生した場合には、直ちに煙火消費を中断若しくは中止し、人命救助及び負傷者・被災者の救護・救援、火災の消火活動などを行うとともに、東京都をはじめ関係機関に対して速やかに的確な通報連絡を行ってください。
- (イ) 中断を解除し、煙火の消費を再開する場合には、事故原因及び以降の煙火消費における安全が確認できたことを、東京都、監督官庁等に協議し了解を得るようにしてください。
- (ウ) 事故の現場は、被害の拡大防止対策などやむを得ない場合を除き現状を変更しないでください。
- (エ) 事故の詳細な内容及び発生原因などについて調査を行うとともに、事後措置結果をまとめて速やかに東京都に「事故届」を提出してください。

2 煙火打揚業者の心得

- (1) 花火大会の主催者から花火大会実施の相談を受けた場合、必ず現地調査を実施し、地形や付近の状況等を把握したうえで、主催者に煙火消費計画の概要を提示してください。
- (2) 安全確保の観点から主催者に対し、火薬類取締法令及び東京都の煙火消費基準を説明し、煙火消費の安全確保について十分な理解を求めてください。
- (3) 主催者の求めに応じて火薬類(煙火)消費許可申請書の作成に協力してください。
- (4) 予算に見合った適切な規模の煙火消費計画を策定し、主催者の無理な要望に安易に応じないようにしてください。
- (5) 作業日程、分担、手順等について無理のない計画とし、煙火の打ち揚げに関わるすべての従事者(臨時雇いを含む。)に対して、周知を図るとともに十分な安全教育を実施してください。
- (6) 煙火打揚従事者名簿に記載された者以外は、打揚作業に従事しないでください。
- (7) 煙火打揚従事者は、腕章及び服装などにより外部から容易に識別できるようにしてください。
- (8) 煙火打揚従事者は、安全のため煙火消費中はヘルメット等の保護具を着用してください。
- (9) 煙火の準備作業中に関係者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったことを確認した場合は、準備作業を中断してください。
- (10) 煙火の消費中に煙火打揚従事者以外の者が立入禁止区域に立ち入ったことを確認した場合は、煙火の消費を中断してください。
- (11) 雨水により煙火が濡れることを防止するため、準備作業中は打揚筒等にビニールカバー等を被せておくがありますが、ビニールカバー等は燃えやすく、煙火消費中の火災原因になりうることから、その取り扱いには十分留意してください。
- (12) 煙火の打揚中に事故や異常事態が発生したときは、打ち揚げを中断して原因を的確に把握し、被害の拡大防止対策を講じてください。併せて、主催者及び関係機関に状況や対処方法を正確に説明してください。その後、煙火消費の安全が確認できると判断した場合にのみ主催者の指示により煙火の打ち揚げを再開してください。
- (13) 煙火打揚終了後の未着火煙火・黒玉の探索は、主催者の指示により煙火打揚業者が責任を持って行い、未着火煙火・黒玉を発見した場合は、必ず煙火打揚業者が処理してください。また、翌朝、黒玉を探索する場合は、主催者の指示により煙火打揚業者が主体的に行ってください。